

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

| 旧 (R3.6.29 付土技第 457 号)  | 新 (R5.1.25 付土技第 1329 号)   | 備考   |
|---|---|--|
| <p>～中略～</p> <p>2. 対象工事</p> <p>沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事は、議会の議決に付すべき工事を除き、原則すべて対象とする。<u>ただし、供用開始により制約を受ける工事等は対象外とすることができる。また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。</u>なお、試行工事として発注していない工事についても、受注者が希望し、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整った場合は、本要領の対象とすることができる。</p> | <p>～中略～</p> <p>2-1. 対象工事</p> <p>沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事は、議会の議決に付すべき工事を除き、原則すべて対象とする。</p> <p>なお、週休2日試行工事として発注していない工事についても、受注者が希望し、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整った場合は、本要領の対象とすることができる。</p> <p><u>2-2. 発注方式</u></p> <p><u>上記 2-1.対象工事については、全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望方式で発注することができる。</u></p> <p><u>(1) 発注者指定方式</u></p> <p><u>発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式</u></p> <p><u>(2) 受注者希望方式</u></p> <p><u>受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式</u></p> | <p>・対象外の期間について、「3.用語の定義」に転記。</p> <p>・<u>国に合わせ発注方式を新たに規定。</u></p> |
| 該当なし  | <p>3. 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日</p> <p>対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう（土日だけでなく可）。</p> <p>なお、やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合は、振り替えの休日を取得するものとする。</p> <p>(2) 対象期間</p> <p>工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始</p>  | <p>・旧「3. 試行方法」より転記し、「3.用語の定義」として新たに追記。</p>                       |

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

| 旧 (R3.6.29 付土技第 457 号)  | 新 (R5.1.25 付土技第 1329 号)  | 備考   |
|---|--|--|
|   | <p>6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所<br/>巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所における事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>(4) 4週8休<br/>対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> |  |
| <p>3. 試行方法</p> <p>1) 入札公告<br/>入札公告段階で、入札公告及び特記仕様書に週休2日試行工事の対象であることを明記する。（記載例参照）</p> <p>2) 対象期間<br/>対象期間は、工事着手日から完成日までとする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。</p> <p>3) 週休2日の定義</p> | <p>4. 積算方法</p> <p>(1) 補正係数<br/>週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。</p> <p>(ア) 4週8休以上<br/>現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費 1.05</li> <li>・機械経費（賃料） 1.04</li> <li>・共通仮設費率 1.04</li> <li>・現場管理費率 1.06</li> </ul>   | <p>・旧「3. 試行方法」より転記し、「4. 積算方法」として新たに項目設定。</p> |

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

| 旧 (R3.6.29 付土技第 457 号)  | 新 (R5.1.25 付土技第 1329 号)  | 備考  |
|---|--|---|
| <p>本試行における週休2日とは、4週8休以上の休日（現場閉所）を確保することをいう（土日でなくても可）。やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合は、振替えの休日を取得するものとする。</p> <p>4) 確認方法</p> <p>毎月の履行報告時に、休日取得状況報告書（参考様式添付）により確認する。また、施工プロセスチェック時には、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。</p> <p>5) 工事成績評定</p> <p>以下により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理項目で評価する。実施できなかった場合の減点はしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合</li> </ul> <p>①現場監督員 - 5. 創意工夫 - I. 創意工夫 - <input checked="" type="checkbox"/> その他（理由：週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p>※週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を実施した場合に評価。</p> <p>②現場監督員 - 5. 創意工夫 - I. 創意工夫 - <input checked="" type="checkbox"/> その他（理由：若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。）</p> <p>※創意工夫に係る評価は、上記2項目で最大2点とし、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて、1点、2点で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場閉所による4週8休以上を確保した場合</li> </ul> | <p>(イ) 4週7休以上、4週8休未満<br/>現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費 1.03</li> <li>・機械経費（賃料） 1.03</li> <li>・共通仮設費率 1.03</li> <li>・現場管理費率 1.04</li> </ul> <p>(ウ) 4週6休以上、4週7休未満<br/>現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費 1.01</li> <li>・機械経費（賃料） 1.01</li> <li>・共通仮設費率 1.02</li> <li>・現場管理費率 1.03</li> </ul> <p>(2) <u>補正方法</u></p> <p>①発注者指定方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、週休2日に取り組む旨を明記するとともに、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」の補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更する。</p> <p>②受注者希望方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発</p> | <p>・補正方法を精算変更から、<u>当初積算において4週8休以上を達成した場合で補正し予定価格を作成</u>する方法へ変更。</p> |

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

| 旧 (R3.6.29 付土技第 457 号)  | 新 (R5.1.25 付土技第 1329 号)  | 備考 |
|---|--|----|
| <p>①現場監督員 - 2. 施工状況 - II. 工程管理 - <input checked="" type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (週休2日の確保)</p> <p>②主任監督員 - 2. 施工状況 - II. 工程管理 - <input checked="" type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (週休2日の確保)</p> <p>※主任監督員の評価は、上記2項目を評価し、「II. 工程管理」は原則 a 評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことができる。</p> <p>6) 間接工事費の補正</p> <p>間接工事費等の補正にあたっては、以下の現場の閉所達成状況に応じて、以下に示す補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて<u>精算変更時に割増し補正を行うものとする。精算変更後、工事完成日まで、所定の現場閉所率を下回らないよう留意すること。</u></p> <p>なお、市場単価方式における週休2日の補正については、別紙「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」によるものとする。また、現場閉所の達成状況を確認後4週6休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、変更の対象としない。</p> <p>ア) 4週8休以上</p> <p>現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合</p> <p>①労務費 1.05、②機械経費(賃料) 1.04、③共通仮設費</p> | <p>注者に対して週休2日の取組について協議することを明記するとともに、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。</p> |    |

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

| 旧 (R3.6.29 付土技第 457 号)  | 新 (R5.1.25 付土技第 1329 号)   | 備考   |
|---|---|--|
| <p>率 1.04、</p> <p>④現場管理費率 1.06</p> <p>イ) 4週7休以上4週8休未満</p> <p>現場閉所率が 25.0% (7日/28日) 以上 28.5% 未満の場合</p> <p>①労務費 1.03、②機械経費 (賃料) 1.03、③共通仮設費率 1.03、</p> <p>④現場管理費率 1.04</p> <p>ウ) 4週6休以上4週7休未満</p> <p>現場閉所率が 21.4% (6日/28日) 以上 25.0% 未満の場合</p> <p>① 労務費 1.01、②機械経費 (賃料) 1.01、③共通仮設費率 1.02</p> <p>④現場管理費率 1.03</p> <p>7) 週休2日実施証明書</p> <p>週休2日試行工事として、監督職員の確認を得られた工事については、週休2日実施証明書を発行する (様式1)。また、総合評価落札方式において、週休2日試行工事の実績を評価の対象とするものとする。</p> |   |  |
| 該当なし  | <p>5. 確認方法</p> <p>毎月の履行報告時に、休日取得状況報告書 (参考様式添付) により確認する。また、施工プロセスチェック時には、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。</p> | <p>・旧「3. 試行方法」より転記し、「5. 確認方法」として新たに項目設定。</p> |

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

| 旧 (R3. 6. 29 付土技第 457 号) | 新 (R5. 1. 25 付土技第 1329 号)  | 備考   |
|--------------------------|--|--|
| 該当なし                     | <p>6. 対象工事である旨等の明示</p> <p>①当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。</p> <p>②工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。</p> <p>③やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。</p> | <p><u>・国に合わせ、設計図書への明記内容を新たに追記。</u></p>         |
| 該当なし                     | <p>7. 工事成績評定</p> <p>以下により、工事成績評定で評価する。</p> <p>発注者指定型の場合で、4週8休以上を確保できなかった場合は、下記(ウ)により減点を行う。なお、受注者希望型は、実施できなかった場合の減点を行わない。</p> <p>(ア) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合</p> <p>評価対象：他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合に評価する。</p> <p>なお、下記①については、週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組</p>  | <p>・旧「3. 試行方法」より転記し、「6. 工事成績評定」として新たに項目設定。</p> |

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

| 旧 (R3.6.29 付土技第 457 号) | 新 (R5.1.25 付土技第 1329 号)   | 備考 |
|------------------------|---|----|
|                        | <p>(社員教育や情報共有方法等) を実施した場合に評価。</p> <p>評価方法：創意工夫に係る評価は、下記2項目(①、②)で最大2点とし、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて、1点、2点で評価する。</p> <p>①現場監督員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 5. 創意工夫</li> <li>- I. 創意工夫 - <input checked="" type="checkbox"/> その他 (理由：週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。</li> </ul> <p>②現場監督員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 5. 創意工夫</li> <li>- I. 創意工夫 - <input checked="" type="checkbox"/> その他 (理由：若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。)</li> </ul> <p>(イ) 現場閉所による4週8休以上を確保した場合</p> <p>評価対象：現場閉所による4週8休以上を確保した場合に評価する。</p> <p>評価方法：主任監督員の評価は、下記2項目を評価し、「II. 工程管理」は原則a評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合はa評価としないことができる。</p> <p>①現場監督員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2. 施工状況</li> <li>- II. 工程管理</li> <li>- <input checked="" type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 - <input checked="" type="checkbox"/> その他 (週休2日の確保)</li> </ul> <p>②主任監督員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2. 施工状況</li> </ul> |    |

## 新旧対照表 土木工事における週休2日試行工事の実施要領

| 旧 (R3.6.29 付土技第 457 号) | 新 (R5.1.25 付土技第 1329 号)   | 備考  |
|------------------------|---|---|
|                        | <p>- II. 工程管理</p> <p>- <input checked="" type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。<input checked="" type="checkbox"/> その他 (週休2日の確保)</p> <p>(ウ) 発注者指定型の場合で、4週8休以上を確保できなかった場合</p> <p>評価対象：提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。</p> <p>発注者の責において週休2日を確保できない場合は減点を行わない。</p> <p>減点事例：「受注者において意図的に週休2日を実施しない場合のみ減点。」</p> <p>評価方法：主任監督員の評価の法令遵守で下記のとおり減点を行う。</p> <p>○主任監督員－8. 法令遵守－その他「措置点数：－1」</p> <p>8. その他：【記載例】受注者において意図的に週休2日を実施しなかった。</p> | <p><u>・国に合わせて発注者指定型に減点項目を新たに規定。</u></p>           |
| 該当なし                   | <p>8. 週休2日実施証明書</p> <p>週休2日試行工事として、監督職員の確認を得られた工事（発注者指定型の場合は4週8休以上の確認、受注者希望型の場合は4週6休以上の確認）については、週休2日実施証明書を発行する（様式1）。また、総合評価落札方式において、週休2日試行工事の実績を評価の対象とするものとする。</p>  | <p>・旧「3. 試行方法」より転記し、「7. 週休2日実施証明書」として新たに項目設定。</p> |